

# 利根・沼田の教育

発行所 利根教育事務所  
 発行人 宇敷 重信  
 〒 378-0031 沼田市薄根町 4412 番地  
 TEL 0278-23-0165 FAX 0278-23-0180  
 E-mail : tonekyou@pref.gunma.jp

## 平成21年度の教育課程の編成に向けて

平成23、24年度からの新学習指導要領の完全実施に向けて、来年度から移行措置が実施されます。各学校においては、学習指導要領解説等を読み、改訂の趣旨についての理解を深めるとともに、必要な準備を進めていることと思います。そこで、管内の実態を踏まえ、各学校において今年度中に準備する必要があるものや留意点等をまとめましたので、各項目について点検してください。なお、幼稚園においては、来年度から新幼稚園教育要領が完全実施になります。指導計画の修正・作成を進める必要があります。

### 来年度、新学習指導要領を先行実施するもの

#### 全面的に先行実施するもの

##### 総 則

##### 教育課程の編成

- 総則(第1、第3及び第4)に示されている事項を各教科等に反映する。

まずは、改訂の趣旨を理解し、移行措置に関する学校の方針を明確にし、各教科等の指導内容の組織及び授業時数の配当を行う必要があります。

教育課程は、学校の教育目標の達成に向け、当面する教育課題の解決を目指して編成するものです。移行措置を組み込む際も、このことを十分踏まえる必要があります。



##### 道 徳

##### 道徳教育の全体計画の修正・作成

- 児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して学校の道徳教育の重点目標を設定する。
- 各教科等の道徳教育にかかわる指導の「内容及び時期」を位置付ける。

##### 道徳の時間の年間指導計画の修正・作成

- 各学年段階ごとに示されている道徳の内容項目は、相当する各学年においてすべて取り上げる。
- 学校の課題を踏まえ、指導内容の重点化を図る。
- 「新たに示された内容項目」や「趣旨の改善が図られた内容項目」について主題を検討し、位置付ける。

学校の方針の明確化と道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備が必要です。



##### 総合的な学習の時間

##### 全体計画の修正・作成

- 「目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「内容」を見直す。

##### 年間指導計画の修正・作成

- 探究的な学習が行われるよう、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の学習過程を重視する。
- 体験活動を積極的に取り入れ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける。
- 問題の解決や探究活動の過程において、「他者と協同して問題を解決する学習活動」や「言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動」を行えるようにする。

総合的な学習の時間では、探究的な学習が求められています。ですから、例えばスキル習得に重点を置いた国際理解や情報に関する学習はふさわしくないのです。



##### 特 別 活 動

##### 全体計画の修正・作成

- 改善された目標(特別活動)、新設された目標や内容(学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事)を踏まえる。
- 各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る。

## 年間指導計画の修正・作成

- 学級活動では、活動内容に示された項目(小10・中17)はいずれの学年においても取り上げる。その際、「新たに示された項目」や「文言が加えられた項目」に留意する。
- 学級活動では、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて内容間の関連や統合を図る。
- 児童会活動では、新たに示された3つの内容(計画や運営、異年齢集団による交流、学校行事への協力)、生徒会活動では、新たに示された2つ(計画や運営、異年齢集団による交流)を加えた5つの内容を踏まえる。
- 小学校のクラブ活動では、新たに示された内容(計画や運営、クラブを楽しむ活動、成果の発表)を踏まえる。
- 学校行事では、「学芸的行事」が「文化的行事」に変更になったこと、「自然の中での集団宿泊活動などの」「職場体験などの」「文化や芸術に親しんだりする」等が内容に新しく加えられたことを踏まえる。

学級活動において、望ましい人間関係の形成の指導として、社会的スキルを身に付けさせるための活動を取り入れる場合は、子どもの自主的・実践的な活動がねらいに沿って展開されるなど、学級活動の指導の特質を踏まえた展開にする必要があります。



### 一部先行実施するもの

#### 算数・数学、理科(小・中学校)

- 「省略する内容」「追加する内容」を確認し、確実に指導計画の修正をする。

平成21年度に先行実施するものだけ紹介します。小・中学校の国語は、22年度以降に先行実施になる内容があります。中学校社会は、22年度以降に時数の配分を考慮する必要があります。



#### 社会(小学校)

- (現行の学習指導要領による場合)「我が国における自分たちの県の地理的位置」「47都道府県の名称と位置」「世界の主な大陸と海洋」「主な国の名称と位置」「我が国の位置と領土」を加え、指導計画の修正をする。

#### 音楽(小・中学校)

- (現行の学習指導要領による場合)「共通歌唱教材として指導する曲数」を確認し、指導計画の修正をする。

#### 体育(小学校低学年)

- (現行の学習指導要領による場合)「増加する授業時数」を考慮して内容を組織し、指導計画の修正をする。

## 来年度、新学習指導要領を学校の判断で先行実施できるもの

#### 外国語活動(小学校)

##### 指導計画の作成

- 目標の三つの柱を踏まえ活動を統合的に体験することで、コミュニケーション能力の素地をつくるようにする(スキル向上のみを目標とした指導は、本来の外国語活動の目標とは合致しない)。
- 児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定める。
- 指導計画の作成は、学級担任又は外国語活動担当が中心となる。

1～4年生で外国語活動を実施する場合は、標準授業時数の枠外で独自に時間を設けます。総合的な学習の時間や生活科では扱うことはできません。



#### 算数・数学、理科を除く各教科

※新学習指導要領によることも可能だが、実際に新学習指導要領による場合には、その内容に応じて「適切な教材」を用いるとともに、「所要の時数」を確保して指導が行われるようにする必要があります。

## その他に留意すること

※中学校の選択教科は、現行の学習指導要領によるが、いわゆる学校選択も可能である。

学校選択による場合、必修教科の枠内で指導すべき内容を扱うことは、選択教科の趣旨を踏まえたことになりません。学習評価についても選択教科として必修教科とは別に行う必要があります。

